

北見市消費生活条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正
(新設)	<p>(北見市消費生活センター)</p> <p><u>第 32 条 条例第 28 条の 2 に規定する北見市消費生活センター（以下「消費生活センター」という）を次のとおり定め、市長はこれを公示する。</u></p> <p>名称 北見市消費生活センター  住所 北見市北 2 条東 1 丁目  事務を行う日時 毎週月曜日から金曜日の 10 時から 16 時</p> <p><u>ただし、祝日・年末年始（12 月 30 日から 1 月 6 日）を除く。</u></p>
(新設)	<p>(消費生活センター長及び職員)</p> <p><u>第 33 条 消費生活センターに、事務を掌理する消費生活センター長及び事務を行うために必要な職員を置くものとする。</u></p> <p><u>2 前項の消費生活センター長は市の消費生活センターを所管する担当課長をもって充てる。</u></p>
(新設)	<p>(消費生活相談員の配置)</p> <p><u>第 34 条 消費生活センターに、専門的な知識及び技術を体得している消費生活相談員を置くものとし、市は、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。</u></p>
(新設)	<p>(情報の安全管理)</p> <p><u>第 35 条 消費生活センターの事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。</u></p>
(新設)	<p>(商品テスト室)</p> <p><u>第 36 条 消費生活センターに、商品テスト室を置き、食品の安全に関する実験及び実習を通じ、消費者への啓発及び教育活動に努めるものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>第 37 条 消費生活センターの事務の実施に当たり、その専門的な知識及び技術などの継続性を考慮し、事務の一部を委託できるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の委託に当たっては、公正かつ中立に事務を実施できる者に委託させなければならない。</u></p>
(補則)	(補則)

第 32 条 (略)

第 38 条 (略)